

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について（共通事項）

下記のとおり見積りを依頼します。

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 見積案件名 | 空気環境測定 |
| 2 仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 見積書提出期限 | 令和8年2月27日（金） 17時00分 |

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 仕様書に関する問い合わせ先及び見積書の提出先

関東管区警察学校庶務部会計課管財営繕係

〒187-8580 東京都小平市喜平町2-5-1

電話番号 042-321-3448（直通）

m a i l kanto.RPS.kaikeika@npa.go.jp

※参加を希望する場合及び問い合わせをする場合は、「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。

※直接来庁される場合は、事前に来庁日時を連絡していただいた後、来庁いただくようお願いします。

※見積書は、持参、郵送、メールを問わず、締切日時を必着とし、郵送される場合は必ず封筒の表に「〇〇の見積書在中」と記載して下さい。

3 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書の内、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

4 見積り合わせの結果について

契約の相手方と決定した事業者には関東管区警察学校庶務部会計課から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせていただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

5 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書を作成していただきます。
(契約金額によっては作成を省略する場合があります。)

6 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記3において、同価の見積りが2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (5) 少額調達案件には、役務も含まれます。

【見積書必須事項】

* 様式は問いません。

見 積 書

作成日の記載

宛名は、下記のとおり
(課名等の記載は不要。)

関東管区警察学校 御中

令和 * * 年 * * 月 * * 日

見積書の提出は

- ・持参
 - ・郵送
 - ・メール
- で可能です。

提出方法により
必須となるものが
異なりますので
ご注意ください。

持参・郵送の場合

(必須)
社名、代表者名、
代表社印

○○○○株式会社

社印

代表取締役

○○○○

代表者
印

東京都小平市○○町 1 - 2 - 3

TEL 03-1234-1234 (代表)

メールの場合

(必須)
社名、代表者名、
担当者氏名、連絡先

* メールの場合、押印は不要ですが、担当者の氏名、
連絡先の明記が必須となります。

○○○○株式会社

代表取締役 ○○○○

東京都小平市○○町 1 - 2 - 3

TEL 03-1234-1234 (代表)

担当 ○○○○

TEL 03-1234-4321

品名	規格	数量	単価	金額
□□□□	* * *	1 個		
△△△費		1 式		
・仕様書に記載される内容に、諸経費等必要な費用を計上して記載すること。 ・別添「見積内容」等を参照にしてください。				
・見積書の枚数が複数ある場合は、前後の書面に割り印を押印。(郵送・直接) ・ " 数字を記載(例: 1/3, 2/3, 3/3) (メール)				
小計				
合計(総合計)は、消費税込みの価格をお願いします。		消費税	消費税は「円未満切り捨て」でお願いします。	
		合計		

仕 様 書

1 作業目的

「職場における受動喫煙防止対策の留意点について」（令和2年3月2日
職職－102人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長通知に基づき、空気環境測定を実施するもの。

2 作業件名

空気環境測定 1式

3 作業場所

東京都小平市喜平町2丁目5番1号 関東管区警察学校

4 作業概要

敷地内の特定屋外喫煙場所(以下「喫煙専用室」)2箇所の直近にある庁舎出入口及び窓における浮遊粉じん濃度の測定及び喫煙専用室に向かう気流、粉じん濃度及び一酸化炭素濃度の測定を行う。

5 一般事項

- (1) 作業は、本仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）により担当職員の指示等を受けて実施するほか、関係法令、基準等に定めがあるものについては、これに基づいて実施すること。
- (2) 本作業については、他の業者に再委託させてはならない。ただし、やむを得ず再委託されるときは、あらかじめその再委託先の商号又は名称、契約内容、秘密保全の手段等必要な事項を記した書面を添え発注者の許可を受けるものとする。
- (3) 上記5(2)の規定は、受注者の再委託者について準用する。
- (4) 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、業務方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 受注者は、作業の実施に当たり担当職員が指示する場合は、あらかじめ工程表を提出し承認を得ること。
- (7) 受注者は、作業の実施に先立って作業責任者を定め、作業中は現場に派遣し、担当職員の指示に従って連絡その他作業の実施に関する一切の事項

を処理させなければならない。

- (8) 作業責任者は、作業の実施に先立ち、各作業場所ごとの作業実施方法について担当職員の承認を得ること。
- (9) 作業は、警察施設や他の施設等に支障を与えないように実施し、そのおそれがあるときはあらかじめ担当職員の指示を受けること。
- (10) 作業責任者は、当日の作業予定を作業実施前に、進捗状況を作業終了後に担当職員に報告すること。
- (11) 作業は、仕様書等に明記されていない事項についても、その性質上、本作業の目的を達成する上で欠かせないものについては、受注者の負担において実施すること。
- (12) 作業実施中、作業従事者及び第三者に及ぼした傷害、既設品の損傷等は全て受注者において補償すること。
- (13) 作業日程については、担当職員と調整の上決定すること。時間は原則として官庁執務時間中の10時から11時30分、13時から16時に実施すること。
- (14) 作業の着手、実施及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行うこと。
届出手續等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ担当職員に報告すること。
- (15) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等は受注者の負担とする。
- (16) 仕様書等の解釈について疑義を生じたときは、速やかに担当職員に連絡して指示を受けること。
- (17) 作業に要する機材等は、全て受注者において準備すること。
- (18) 容易に明視できない部分を作業する場合は、担当職員立会いのもと実施すること。
- (19) 作業中は、職員の指示により学校運営等に支障がないよう実施すること。
- (20) 作業完了後、貸与した図面等については、返納すること。
- (21) ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について、関係法令の定めるところに従い、処置すること。
- (22) 本作業に及ぼす事故等が発生した場合には、応急措置及び二次災害防止措置を講じるとともに発生の原因及び経過、事故による損害等の内容について直ちに担当職員に報告すること。

特記仕様書

1 作業内容

喫煙専用室 2箇所及び直近にある庁舎の出入口及び窓における浮遊粉じん濃度の測定を実施する。喫煙専用室に向かう気流、粉じん濃度及び一酸化炭素濃度の測定を実施する。

測定回数は、以下の「3 測定及び報告期限」とし、3ヵ月に1回程度で年間に合計4回実施する。なお、具体的な日時については、担当職員と調整して決定すること。

2 測定箇所

(1) 喫煙専用室の直近の庁舎の出入口及び窓

ア 洗心第1寮

イ 第4寮

(2) 喫煙専用室の一角

ア 変電ポンプ室

イ 喫煙所（旧車庫2号）

3 測定及び報告期限

第1回目	測定	4月～6月末までの間	報告：7月末まで
------	----	------------	----------

第2回目	測定	7月～9月末までの間	報告：10月末まで
------	----	------------	-----------

第3回目	測定	10月～12月末までの間	報告：1月末まで
------	----	--------------	----------

第4回目	測定	1月～3月12日までの間	報告：3月19日まで
------	----	--------------	------------

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 測定方法

(1) 喫煙専用室の直近の庁舎の出入口及び窓

ア 測定地点

庁舎出入口及び窓から屋内側1m地点

測定は、床上約1.2mから約1.5mまでの一定の高さで行うこと。

イ 測定条件

先ず、喫煙専用室に喫煙者がいない状態にした上で屋外喫煙場所を使用する条件で屋外喫煙所の各装置（設備）を稼動させ、扉や窓を開放した数分後に浮遊粉じん濃度の測定を1分間隔で行い、測定値（バックグラウンド値）が安定していることを確認すること。

その後、喫煙者が最も多いと思われる条件で本測定を行う。

本測定は喫煙を開始した時点を始点とし、測定時間は喫煙を開始してから5分後までとし、測定間隔は1分とする。

なお、測定条件については、当校担当者と調整すること。

(2) 喫煙専用室

ア 測定地点

床上約1.2mから約1.5mまでの一定の高さで行うこと。

(ア) 喫煙専用室に向かう気流

喫煙専用室と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に解放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

(イ) 浮遊粉じん及び一酸化炭素濃度

測定点は、3mの等間隔で引いた縦の線と横の線との交差した箇所で、その中から測定点を5点選定する。測定点を5箇所確保することが難しい場合には同一場所で複数回測定しても差し支えない。この場合、1回の測定を1測定点での測定とみなす。

イ 測定条件

使用する状態で各装置（設備）を稼動させ、喫煙者が最も多いと思われる時点で測定を行うこと。

(ア) 喫煙専用室に向かう気流

測定時にスモークテスター や線香で風向きを確認し、1測定点当たりの測定は2回行うこと。

(イ) 浮遊粉じん濃度

1測定点における測定時間の長さは2分以上同一とする。

なお、1台の粉じん計を用いて全測定を行う場合、各測定地点を順番に測定すること。

(ウ) 一酸化炭素濃度

1測定点当たりの測定は2回行うこと。

6 提出書類

各測定の測定結果の報告書 1部

下記の内容が分かるように報告すること。

- (1) 喫煙専用室の直近の庁舎の出入口及び窓の浮遊粉塵濃度の測定結果
測定開始から5分後までの1分間毎の数値
- (2) 喫煙専用室に向かう気流の測定結果
- (3) 喫煙専用室の浮遊粉じん濃度の測定結果
- (4) 喫煙専用室の一酸化炭素濃度の測定結果